

## 令和3年11月秋田市議会定例会提出予定案件

件名	説明																																
<b>「 条 例 案 」 6 件</b>																																	
1 秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 一般職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 期末手当の支給割合を次のように改める。</p> <p>(1) 令和3年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>6 月 期</th> <th>12 月 期</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>1.225月 (1.225月)</td> <td>1.125月 (1.225月)</td> <td>2.35月 (2.45月)</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.925月 (0.925月)</td> <td>0.925月 (0.925月)</td> <td>1.85月 (1.85月)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2.15 月 (2.15 月)</td> <td>2.05 月 (2.15 月)</td> <td>4.20月 (4.30月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 ( ) は現行。なお、再任用職員についても引下げを実施</p> <p>(2) 令和4年度以後</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>6 月 期</th> <th>12 月 期</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>1.175月 (1.225月)</td> <td>1.175月 (1.125月)</td> <td>2.35月 (2.35月)</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.925月 (0.925月)</td> <td>0.925月 (0.925月)</td> <td>1.85月 (1.85月)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2.10 月 (2.15 月)</td> <td>2.10 月 (2.05 月)</td> <td>4.20月 (4.20月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 ( ) は(1)の改正後。なお、再任用職員についても改定を実施</p> <p>○施行期日 公布の日から。ただし、(2)は令和4年4月1日から</p>	区 分	6 月 期	12 月 期	合 計	期末手当	1.225月 (1.225月)	1.125月 (1.225月)	2.35月 (2.45月)	勤勉手当	0.925月 (0.925月)	0.925月 (0.925月)	1.85月 (1.85月)	合 計	2.15 月 (2.15 月)	2.05 月 (2.15 月)	4.20月 (4.30月)	区 分	6 月 期	12 月 期	合 計	期末手当	1.175月 (1.225月)	1.175月 (1.125月)	2.35月 (2.35月)	勤勉手当	0.925月 (0.925月)	0.925月 (0.925月)	1.85月 (1.85月)	合 計	2.10 月 (2.15 月)	2.10 月 (2.05 月)	4.20月 (4.20月)
区 分	6 月 期	12 月 期	合 計																														
期末手当	1.225月 (1.225月)	1.125月 (1.225月)	2.35月 (2.45月)																														
勤勉手当	0.925月 (0.925月)	0.925月 (0.925月)	1.85月 (1.85月)																														
合 計	2.15 月 (2.15 月)	2.05 月 (2.15 月)	4.20月 (4.30月)																														
区 分	6 月 期	12 月 期	合 計																														
期末手当	1.175月 (1.225月)	1.175月 (1.125月)	2.35月 (2.35月)																														
勤勉手当	0.925月 (0.925月)	0.925月 (0.925月)	1.85月 (1.85月)																														
合 計	2.10 月 (2.15 月)	2.10 月 (2.05 月)	4.20月 (4.20月)																														
2 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 期末手当の支給割合を次のように改める。</p> <p>(1) 令和3年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>6 月 期</th> <th>12 月 期</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>1.60月 (1.60月)</td> <td>1.50月 (1.60月)</td> <td>3.10月 (3.20月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 ( ) は現行</p> <p>(2) 令和4年度以後</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>6 月 期</th> <th>12 月 期</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>1.60月 (1.60月)</td> <td>1.50月 (1.60月)</td> <td>3.10月 (3.20月)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	6 月 期	12 月 期	合 計	期末手当	1.60月 (1.60月)	1.50月 (1.60月)	3.10月 (3.20月)	区 分	6 月 期	12 月 期	合 計	期末手当	1.60月 (1.60月)	1.50月 (1.60月)	3.10月 (3.20月)																
区 分	6 月 期	12 月 期	合 計																														
期末手当	1.60月 (1.60月)	1.50月 (1.60月)	3.10月 (3.20月)																														
区 分	6 月 期	12 月 期	合 計																														
期末手当	1.60月 (1.60月)	1.50月 (1.60月)	3.10月 (3.20月)																														

期末手当	1. 55月 (1. 60月)	1. 55月 (1. 50月)	3. 10月 (3. 10月)
------	-----------------	-----------------	-----------------

注 ( ) は(1)の改正後

3 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件

○施行期日

公布の日から。ただし、(2)は令和4年4月1日から

○改正理由

教育長の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの

○改正要旨

期末手当の支給割合を次のように改める。

(1) 令和3年度

区 分	6 月期	12月期	合 計
期末手当	1. 60月 (1. 60月)	1. 50月 (1. 60月)	3. 10月 (3. 20月)

注 ( ) は現行

(2) 令和4年度以後

区 分	6 月期	12月期	合 計
期末手当	1. 55月 (1. 60月)	1. 55月 (1. 50月)	3. 10月 (3. 10月)

注 ( ) は(1)の改正後

4 秋田市国民健康保険条例の一部を改正する件

・健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第222号)：令和3年8月4日公布、令和4年1月1日施行

○施行期日

公布の日から。ただし、(2)は令和4年4月1日から

○改正理由

健康保険法施行令等の一部改正(令和3年政令第222号)による被用者保険の出産育児一時金の改正に伴い、国民健康保険の出産育児一時金の額を引き上げるため、改正しようとするもの

○改正要旨

出産育児一時金の額を40万4,000円から40万8,000円に引き上げる。

○施行期日等

令和4年1月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

5 秋田市公衆浴場法施行条例の一部を改正する件

○改正理由

公衆浴場における衛生等管理要領の一部改正(令和2年12月10日厚生労働省通知)

<p>6 秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する件</p> <p>・住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）：令和3年5月28日公布、一部を除き令和4年2月20日施行</p>	<p>に伴い、公衆浴場の風紀に必要な措置の基準を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 公衆浴場における男女の混浴を制限する年齢を10歳以上から7歳以上に引き下げる。</p> <p>○施行期日 令和4年4月1日から</p> <p>○改正理由 長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正（令和3年法律第48号）に伴い、長期優良住宅建築等計画に係る認定申請手数料等を改めるとともに、容積率特例許可申請手数料等を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅の構造等が長期使用構造等である旨が記載された確認書等を提出する場合の長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る認定申請手数料等の額を定める。</li> <li>2 住宅の容積率の特例の許可に係る申請をする場合の容積率特例許可申請手数料を定める。</li> <li>3 区分所有住宅の管理者等が選任された場合の管理者等選任認定申請手数料を定める。</li> <li>4 その他規定を整備する。</li> </ol> <p>○施行期日 令和4年2月20日から</p>
<p><b>「 単 行 案 」      8 件</b></p>	
<p>7 秋田市にぎわい交流館および秋田市中通一丁目自動車駐車場の指定管理者を指定する件</p>	<p>○にぎわい交流館および中通一丁目自動車駐車場の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者 あきたまちづくり共同企業体</li> <li>・指定の期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>

8	秋田市老人福祉センターの指定管理者を指定する件	<p>○老人福祉センターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者 社会福祉法人秋田市社会福祉協議会</li> <li>・指定の期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
9	秋田市公設地方卸売市場の指定管理者を指定する件	<p>○公設地方卸売市場の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者 あきた市場マネジメント株式会社</li> <li>・指定の期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
10	市道路線を認定する件	<p>○住民要望に伴い設置された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定路線 6路線 延長573.70m</li> <li>・認定後の市道路線延長 約2,025.1km</li> </ul> <p>※提出根拠法：道路法第8条第2項</p>
11	消防本部庁舎改修工事請負契約を締結する件	<p>○消防本部庁舎改修工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事場所 秋田市山王一丁目1番1号</li> <li>・契約金額 503,470,000円</li> <li>・契約先 シブヤ・小南・トクミツ建設 工事共同企業体</li> <li>・工期 令和5年7月31日まで</li> <li>・工事概要 屋上防水改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内装改修工事ほか</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
12	消防本部庁舎改修電気設備工事請負契約を締結する件	<p>○消防本部庁舎改修電気設備工事請負契約を締結しようとするもの</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事場所 秋田市山王一丁目1番1号</li> <li>・契約金額 172,150,000円</li> <li>・契約先 日電興・千代田特定建設工事 共同企業体</li> <li>・工期 令和5年7月31日まで</li> <li>・工事概要 電灯設備改修工事 動力設備改修工事 雷保護設備改修工事 受変電設備改修工事ほか</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
13	タブレット型パーソナルコンピュータを買い入れる件	<p>○タブレット型パーソナルコンピュータを 買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納品場所 秋田市立秋田商業高等学校</li> <li>・契約金額 49,844,520円</li> <li>・契約先 株式会社アイネックス</li> <li>・納期 令和4年3月15日まで</li> <li>・概要 タブレット型パーソナルコンピュータ 生徒用 720台 教員用 18台 合計 738台</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
14	土地を売り払う件	<p>○秋田都市計画道路大浜上新城線「秋田港 アクセス道路（仮称）」整備に係る市有林 土地を売り払おうとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在 秋田市飯島字古道下川端217番 8</li> <li>・種類 山林</li> <li>・面積 10,154.21㎡</li> <li>・契約先 秋田県</li> <li>・売払価格 24,370,104円</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>

「 予 算 案 」 13件

- 15 令和3年度秋田市一般会計補正予算（第9号）の件
- 16 令和3年度秋田市一般会計補正予算（第10号）の件
- 17 令和3年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）の件
- 18 令和3年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）の件
- 19 令和3年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第2号）の件
- 20 令和3年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第2号）の件
- 21 令和3年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）の件
- 22 令和3年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）の件
- 23 令和3年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）の件
- 24 令和3年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）の件
- 25 令和3年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）の件
- 26 令和3年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）の件
- 27 令和3年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の件

○資料別紙

**「 追加提案 」**

**「 人 事 案 」 1 件**

28 秋田市教育委員会委員の任命について同意を求める件

○教育委員会委員高堂路子氏の任期満了(令和3年12月26日付)に伴い、その後任の任命について同意を求めようとするもの

・任期4年

※提出根拠法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項